七十二　先端巨大症
七十三　先天性ＱＴ延長症候群
七十四　先天性魚鱗癬様紅皮症
七十五　先天性副腎皮質酵素欠損症
七十六　側頭動脈炎
七十七　大動脈炎症候群
七十八　大脳皮質基底核変性症
七十九　多系統萎縮症
八十　多巣性運動ニューロパチー
八十一　多発筋炎
八十二　多発性硬化症
八十三　多発性嚢胞腎
八十四　遅発性内リンパ水腫
八十五　中枢性尿崩症
八十六　中毒性表皮壊死症
八十七　ＴＳＨ産生下垂体腺腫
八十八　ＴＳＨ受容体異常症
八十九　天疱瘡
九十　特発性拡張型心筋症
九十一　特発性間質性肺炎
九十二　特発性血小板減少性紫斑病
九十三　特発性血栓症
九十四　特発性大腿骨頭壊死
九十五　特発性門脈圧亢進症
九十六　特発性両側性感音難聴
九十七　突発性難聴
九十八　難治性ネフローゼ症候群
九十九　膿疱性乾癬
百　嚢胞性線維症
百一　パーキンソン病
百二　バージャー病
百三　肺動脈性肺高血圧症
百四　肺胞低換気症候群
百五　バッド・キアリ症候群
百六　ハンチントン病
百七　汎発性特発性骨増殖症
百八　肥大型心筋症
百九　ビタミンＤ依存症二型
百十　皮膚筋炎
百十一　びまん性汎細気管支炎
百十二　肥満低換気症候群
百十三　表皮水疱症
百十四　フィッシャー症候群
百十五　プリオン病
百十六　ベーチェット病
百十七　ペルオキシソーム病
百十八　発作性夜間ヘモグロビン尿症
百十九　慢性炎症性脱髄性多発神経炎
百二十　慢性血栓塞栓性肺高血圧症
百二十一　慢性膵炎
百二十二　ミトコンドリア病
百二十三　メニエール病
百二十四　網膜色素変性症
百二十五　もやもや病
百二十六　有棘赤血球舞踏病
百二十七　ランゲルハンス細胞組織球症
百二十八　リソソーム病
百二十九　リンパ管筋腫症
百三十　レフェトフ症候群

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改める。

第二十五条の二中「第二十一条の五の四第二項」を「第二十一条の五の四第三項」に改める。

第二十五条の五第一項中「障害者自立支援法第五条第二十四項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項」に改め、同項第一号中「第二十一条の五の四第二項各号」を「第二十一条の五の四第三項各号」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第三項中「（障害者自立支援法」を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十五条の七第一項第八号を次のように改める。

八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十五条の十三の表中「昭和二十二年法律第四十九号。」を削り、同条を第二十五条の十四とし、第二十五条の十二を第二十五条の十三とする。

第二十五条の十一第一項第十号を次のように改める。

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十五条の十一を第二十五条の十二とし、第二十五条の八から第二十五条の十までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の七の次に次の一条を加える。

第二十五条の八　法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）